

2 手帳

障がい者手帳の申請窓口は、市役所の障がい福祉課です。手帳は各種の福祉サービスを受けるために、障がいのあることを証明するものです。

1 身体障がい者手帳(身体に障がいのある方)

内 容	障がいの程度により1～6級に区分されます。	
用意するもの	①指定医師が書いた身体障がい者診断書意見書 ②写真(たて4cm×よこ3cm、無帽、1年以内に撮影した証明用写真。スナップ写真可、ポラロイド写真不可。) ③マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード) ④顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)	
障がいの区分	1. 視覚障がい 2. 聴覚又は平衡機能障がい 3. 音声・言語・そしゃく機能障がい 4. 肢体不自由(上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障がい) 5. 内臓など機能障がい(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能)	
窓 口	障がい福祉課(市役所1階)	TEL 85-6186 FAX 84-5764

2 療育手帳(知的に障がいのある方)

内 容	障がいの程度を総合判定し、IQによりA(重度)・B(中度)・C(軽度)に区分されます。18歳未満の方は愛知県春日井児童相談センター、18歳以上の方は愛知県中央児童・障害者相談センターの判定が必要です(要予約)。 *18歳以上で初めて療育手帳を申請される場合は、事前に必要な書類がありますので、障がい福祉課でご相談ください。	
用意するもの	①写真(たて4cm×よこ3cm、無帽、1年以内に撮影した証明用写真。スナップ写真可、ポラロイド写真不可。) ②マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード) ③顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)	
窓 口	障がい福祉課(市役所1階)	TEL 85-6186 FAX 84-5764

3 精神障がい者保健福祉手帳(精神に障がいのある方)

内 容	障がいの程度により1～3級に区分され、有効期間は2年間です。	
用意するもの	①精神障がい者保健福祉手帳(更新の場合) ②写真(たて4cm×よこ3cm、無帽、1年以内に撮影した証明用写真。スナップ写真可、ポラロイド写真不可。) ③マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード) ④顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) ⑤障がい年金の年金証書及び最近の年金額の分かるもの(年金振込通知書又は直近の年金振込みが確認できる銀行などの通帳) ※障がい年金証書で申請する場合(ただし、マイナンバーを利用した情報連携による年金給付関係情報の把握を希望する場合は、省略することも可能です。) ⑥精神障がい者保健福祉手帳用診断書 ※診断書で申請する場合 ⑦健康保険証 ※障がい者医療又は後期高齢者福祉医療を申請する場合	
窓 口	障がい福祉課(市役所1階)	TEL 85-6186 FAX 84-5764

※市役所1階に証明写真機を設置しています(有料)。写真をお持ちでない方はご利用ください。